

平成26年度

財政援助団体等  
監査報告書

(概要)

北秋田市監査委員

北 秋 監 080001  
平成 26 年 8 月 7 日

北秋田市長            津 谷 永 光 様  
北秋田市議会議長    松 尾 秀 一 様

北秋田市監査委員    久 留 嶋 正 夫  
北秋田市監査委員    戸 嶋 廣 實  
北秋田市監査委員    黒 澤 芳 彦

財政援助団体等に係る監査結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、平成26年度 財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

# 目 次

1.	監査の対象	.....	1
2.	監査の期間	.....	1
3.	監査の範囲	.....	1
4.	監査の方法	.....	2
5.	監査の結果	.....	2
6.	監査対象の概要	.....	3

# 平成26年度財政援助団体等監査結果報告

## 1. 監査の対象

平成25年度指定管理業務のうち、次に掲げる施設について、所管課等及び指定管理者を対象に実施した。

指定管理施設の名称	指定管理者の名称	所管課等の名称
北秋田市大太鼓の館	鷹巣観光物産開発株式会社	産業部 商工観光課
北秋田市阿仁養護老人ホームもろび苑及びもろび苑指定通所介護事業所	社会福祉法人北秋田市社会福祉協議会	健康福祉部 高齢福祉課
北秋田市クウンス森吉	マタギの里観光開発株式会社	産業部 商工観光課
北秋田市民病院	秋田県厚生農業協同組合連合会	健康福祉部 医療健康課
北秋田市宮森吉山阿仁スキー場	特定非営利活動法人森吉山	産業部 商工観光課

## 2. 監査の期間

平成26年5月15日 ～ 平成26年6月12日 (8日間)

## 3. 監査の範囲

監査対象について、関係法令及び条例等に基づき適正に処理されているかを審査し、特に、下記の事項を主眼に監査を行った。

- ① 指定管理者の選定手続きが適正に行われているか。
- ② 仕様書に基づき基本協定の締結が行われ、協定内容が適切に執行されているか。
- ③ 管理経費の算定及び指定管理料の支出方法、手続等が適正に行われているか。
- ④ 管理に関する協議、報告等が定時に行われ、適切な対応、処置が行われているか。
- ⑤ 指定管理料等に係る会計処理が適正に行われているか。

## 4. 監査の方法

予め所管課等から関係事項に関する調書等の資料提出を求め、関係書類等の確認、照合、調査のもと担当職員から説明聴取を行ったほか、指定管理者からは、事業報告に関連する総会資料や定款、役員名簿の写しなどの資料提供を受けるとともに、施設の管理運営状況の説明や施設の実態に関する調査を含め実施した。

## 5. 監査の結果

平成26年度財政援助団体等監査（指定管理）における対象事務（平成25年度）に関する適法性（合規性）並びに計数等の正確性については、おおむね保たれていたものと認めた。

ただし、所管の部課所等においては、指定管理施設の指定期間の長期化が誘因と推察されるが、年度協定に係る事業計画や収支計画の提出をはじめ、実績の検証や経営分析等の評価などの取扱いにおいて一部惰性化が見受けられた。

また、管理業務の進行途上における指定管理者の責に起さない社会事象の急変に伴う管理経費の増大による収支の大幅な赤字が見受けられた。これは主として年度途中における協定に関する変更等の協議事項（指定管理料含む）に該当したものと思慮されることから、今後の課題事項として検討されたい。

なお、施設の管理運営の適正化や利用者等へのサービスの向上を図る観点からも、実地調査や実態の把握には十分意を用いるとともに、特に、観光振興施設における利用率が低下傾向にあることから、施設の制度的な制約等もあるが、今後の見通しをもとに弾力的な運用を含め新たな検討が必要と思われる。

以下、個々の所見はそれぞれに記載のとおりであるが、軽易な事項については、その都度関係職員等に対し改善・検討を要請したので、記述は省略する。

## 【監査対象の概要】

### (1) 北秋田市大太鼓の館

指定管理施設	名称	北秋田市大太鼓の館					
	指定管理期間	平成21年4月1日 から 平成26年3月31日 まで (5年間)					
指定管理者	名称	鷹巣観光物産開発株式会社	施設所在地	北秋田市綴子字大堤下62-1			
指定管理者選定	選定区分	公募					
	選定委員会	委員数	7名	開催日数	1日	決定年月日	平成20年11月18日
	議決年月日	平成20年12月19日					
協定締結年月日	基本協定	平成21年3月31日	年度協定(当該年度分)	平成25年4月1日			
指定管理料	当該年度	6,600,000円	指定管理期間合計額	33,000,000円			
指定管理者納付金	当該年度	0円	指定管理期間合計額	0円			
利用料金制導入の有無	有り						
監査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>所管課等 本施設は開設から25年が経過し、屋根等をはじめ施設の劣化の進行により維持管理経費が高む傾向下にあるが、大太鼓をはじめ世界の太鼓などの希少備品の管理や維持保全には十分な管理監視体制と保全マニュアルが求められる。 また、指定管理業務の実績報告では、連年の入館者の減少、収支の赤字となっているが、実態把握のもとで内容の精査、分析、評価を行うとともに施設の弾力的な運用などの新たな展開を含め、収支改善に向けた取組みを期待したい。</li> <li>指定管理者 施設運営について、地域住民との協働をはじめ、観光資源としての周辺施設との相乗性や相互効果の発揮に尽力されていることについては一定の評価をしたい。 しかしながら、本年度は指定管理業務の最終年度となっている中で、実績報告では連年の入館者の減少、収支の赤字となっている。今後においては広範なノウハウの展開により連年する施設の特長を生かし、更なる誘客創出の展開が求められる。</li> </ul>						

### (2) 北秋田市阿仁養護老人ホームもろび苑及びもろび苑指定通所介護事業所

指定管理施設	名称	北秋田市阿仁養護老人ホームもろび苑及びもろび苑指定通所介護事業所	定員等	50名			
	指定管理期間	平成20年4月1日 から 平成30年3月31日 まで (10年間)					
指定管理者	名称	社会福祉法人北秋田市社会福祉協議会	施設所在地	北秋田市花園町16番1号			
指定管理者選定	選定区分	公募					
	選定委員会	委員数	8名	開催日数	1日	決定年月日	平成19年8月24日
	議決年月日	平成19年9月20日					
協定締結年月日	基本協定	平成20年3月27日	年度協定(当該年度分)	平成25年4月1日 変更(養護) 平成26年3月31日			
指定管理料	当該年度	102,844,622円	指定管理期間合計額	1,022,658,778円			
指定管理者納付金	当該年度	2,473,000円	指定管理期間合計額	24,730,000円			
利用料金制導入の有無	養護老人ホーム ~ 無し、指定通所介護事業所 ~ 有り						
監査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>所管課等 「養護老人ホームもろび苑」の指定管理料の支払いについて、年度協定に定める支払期日の外に、年度末日をもって制度的な積算が行われ、4月以降に慣例的に精算が行われていることから、年度協定事項の支払月等の適正化が求められる。 また、協定に基づく定時の届出事項の提出確認をはじめ、施設の実地調査や実態把握により施設管理の健全化に努められたい。あ</li> </ul>						

	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者 職員等の情報管理の徹底や入所者の金品等の預り処理における健全性の確保に努められており、その取組みについては評価をしたい。 なお、施設管理運営の安定性の確保には、有資格職員の確保が必要不可欠であることから、早期確保と充足に向けた更なる取組みを期待したい。</li> </ul>
--	--

(3) 北秋田市クウインズ森吉

指定管理施設	名称	北秋田市クウインズ森吉					
	指定管理期間	平成23年4月1日 から 平成28年3月31日 まで (5年間)					
指定管理者	名称	マタギの里観光開発株式会社	施設所在地	北秋田市阿仁打当字仙北渡道上367			
指定管理者選定	選定区分	公募					
	選定委員会	委員数	6名	開催日数	1日	決定年月日	平成22年11月17日
	議決年月日	平成22年12月17日					
協定締結年月日	基本協定	平成23年3月31日	年度協定(当該年度分)	平成25年4月1日			
指定管理料	当該年度	7,900,000円	指定管理期間合計額	39,500,000円			
指定管理者納付金	当該年度	0円	指定管理期間合計額	0円			
利用料金制導入の有無	有り						
監査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>所管課等 本施設は、年度協定に基づく事業報告書の収支報告では大幅な赤字となっていたが、その要因が社会経済情勢の変化(燃料費等の急騰)に伴う経費増大でもあり、年度途中における指定管理料の変更協議要件(協定事項)に該当したものと思慮する。 なお、定時の届出の確認や現地の状況把握を実施するとともに、計画・実績に関する精査・検証に努められたい。 また、施設の利活用の促進については、スペースの有効性の観点から、制度的制約を確認のうえ新たな利活用方策等の検討が期待される。</li> </ul>						
監査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者 施設の安全性の確保と健全な維持管理に向け、管理業務の遂行における各種届出事項の励行と社内点検、管理業務簿(日誌等)の適切な整備を図ることを望みたい。 また、レストラン業務と地域特産販売の有機的な連携の在り方については、施設の総合的な有効活用の観点からも、事業実績の分析評価のもと蓄積されたノウハウを十分活かし安定的な運営となることを期待したい。</li> </ul>						

(4) 北秋田市民病院

指定管理施設	名称	北秋田市民病院					
	指定管理期間	平成22年4月1日 から 平成52年3月31日 まで (30年間)					
指定管理者	名称	秋田県厚生農業協同組合連合会	施設所在地	秋田市八橋二丁目10番16号			
指定管理者選定	選定区分	公募					
	選定委員会	委員数	8名	開催日数	4日	決定年月日	平成20年9月2日
	議決年月日	平成20年9月10日 管理運営期間の変更議決: 平成21年9月8日					
協定締結年月日	基本協定	平成21年10月1日	年度協定(当該年度分)	平成25年4月1日 変更 平成26年3月14日			
指定管理料	当該年度	265,000,000円	指定管理期間合計額	10,160,837,874円			

指定管理者納付金	当該年度	0円	指定管理期間 合計額	0円
利用料金 導入の有無	有り			
監査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>所管課等 本施設は、平成22年4月に開院し、指定管理者秋田県厚生農業協同組合連合会のもとで運営され4年が経過しているが、社会情勢や医療を取り巻く環境の変化が著しい中で、医師確保対策をはじめ医療環境の整備充実など広範な展開をもとに指定管理の健全化に取り組まれていることを評価したい。 しかしながら、指定管理者制度の基本となる指定管理料の在り方について、年度協定の定めるところに基づき指定管理者の経営収支結果による指定管理料の清算(返納、補てん)が行われているが、指定管理者制度の例外的運用となるものであり、今後早期の対策改善のもと適正化が図られることを望みたい。 なお、医療機器等の備品類の整備に係る購入については、指定管理者の各院の購入限度枠や総枠調整という裁量による運用がなされ、当該年度は当院分の増額運用が見られた。現行の指定管理方式では、経費算入により指定管理料に反映することに鑑み、市並びに指定管理者の備品等の「購入に関する基準」などの検討が肝要と思慮する。 また、これまで市が独自に拠出している医師確保対策の常勤医師奨励金制度については、組織としての運用実態や対応状況等の効果分析が肝要であると考え。</li> <li>指定管理者 開院以来、初の指定管理施設として医師をはじめ医療スタッフの確保充足に努力し、経営の健全化に努められていることを評価しつつ、今後更なる組織的なスケールメリットや特長を生かした運用と経営改善に努め、本施設の所期の目標へのアプローチと本来的な指定管理の定着に向け一層努力されることを期待したい。</li> </ul>			

(5) 北秋田市宮森吉山阿仁スキー場

指定管理施設	名称	北秋田市宮森吉山阿仁スキー場					
	指定管理期間	平成23年4月1日 から 平成28年3月31日 まで (5年間)					
指定管理者	名称	特定非営利活動法人 森吉山	施設所在地	北秋田市阿仁銀山字下新町119番地4			
指定管理者選定	選定区分	指名					
	選定委員会	委員数	7名	開催日数	1日	決定年月日	平成23年2月7日
	議決年月日	平成23年3月17日					
協定締結年月日	基本協定	平成23年3月31日	年度協定 (当該年度分)	平成25年4月1日			
指定管理料	当該年度	10,000,000円	指定管理期間 合計額	52,000,000円			
指定管理者納付金	当該年度	0円	指定管理期間 合計額	0円			
利用料金 導入の有無	有り						
監査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>所管課等 本施設は、ゴンドラ運行を中心に、平成23年4月から当該法人のもとで管理運営され3年を経過しているが、施設整備等も継続的に施行されていることから、今後早期の安定的な運営が期待されることである。 こうした中で、年度協定に基づく事業報告書の収支報告では大幅な赤字となっていたが、その要因が社会経済情勢の変化(電気料金の急騰)に伴う経費増大であり、年度途中における指定管理料の変更協議要件(協定事項)に該当したものと思慮する。 また、基本協定に定める管理業務の安全性の確保の観点から、施設及び設備の法定点検に関する仕様の整備・記録をはじめ、有資格者の配備報告の徹底に努められたい。</li> <li>指定管理者 指定管理施設の安全性の確保と健全な維持管理に向け、組織に蓄積されたノウハウや人材を十分活かし、事業実績の分析評価のもと早期の安定的な運営となることを期待したい。 また、管理業務の遂行における各種届出事項の励行にも努められたい。</li> </ul>						